

四 日 市 港 管 理 組 合 公 報

第 9 6 2 号

平成 27 年 8 月 3 日

月 曜 日

目 次

条 例

- | | |
|-----------------------------|---------|
| ○四日市港管理組合個人情報保護条例の一部を改正する条例 | (総務課) 2 |
| ○四日市港管理組合職員退職手当条例の一部を改正する条例 | (総務課) 3 |

条 例

四日市港管理組合個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成 27 年 8 月 3 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木 英 敬

四日市港管理組合条例第 7 号

四日市港管理組合個人情報保護条例の一部を改正する条例

第 1 条 四日市港管理組合個人情報保護条例（平成 21 年四日市港管理組合条例第 1 号）

の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 号を加える。

- (5) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。

第 6 条第 1 項各号列記以外の部分及び同条第 2 項中「又は」の次に「個人情報（特定個人情報を除く。）を」を加え、同条の次に次の 1 条を加える。

（特定個人情報の提供の制限）

第 6 条の 2 実施機関は、番号法第 19 条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

第 33 条第 1 項第 1 号中「又は第 6 条」を「第 6 条」に改め、「利用されているとき」の次に「、番号法第 20 条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第 28 条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき」を加え、同項第 2 号中「第 6 条」の次に「、第 6 条の 2」を加える。

第 2 条 四日市港管理組合個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「及び第 23 条」を「、第 23 条及び第 25 条」に改める。

第 6 条第 1 項中「個人情報」を「個人情報（特定個人情報を除く。次項において同じ。）を」に改め、「個人情報（特定個人情報を除く。）を」を削り、同条第 2 項中「個人情報（特定個人情報を除く。）を」を削る。

第 6 条の 2 を第 6 条の 3 とし、第 6 条の次に次の 1 条を加える。

（特定個人情報の利用の制限）

第 6 条の 2 実施機関は、番号法に基づく場合を除き、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、特定個人情報を当該実施機関の内部で利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の保護のために必要である場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために特定個人情報を利用することができる。

3 実施機関は、前項の規定により、特定個人情報を利用するときは、個人の権利利益を不当に侵害してはならない。

第 25 条第 1 項中「係る保有個人情報」の次に「（保有特定個人情報（実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているもので、公文書に記録されているものをいう。）を除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第 33 条第 1 項第 1 号中「第 6 条」の次に「若しくは第 6 条の 2」を加え、同項第 2 号中「第 6 条の 2」を「第 6 条の 3」に改める。

附 則

この条例は、平成 27 年 10 月 5 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

四日市港管理組合職員退職手当条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成 27 年 8 月 3 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木 英 敬

四日市港管理組合条例第 8 号

四日市港管理組合職員退職手当条例の一部を改正する条例

四日市港管理組合職員退職手当条例（昭和 41 年四日市港管理組合条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第84条第2項」を「厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第47条第2項」に改める。

附 則

この条例は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

発行 四日市港管理組合

三重県四日市市霞二丁目 1 - 1

四日市港管理組合経営企画部総務課

電話 059-366-7006

四日市港管理組合公報は、四日市港管理組合ホームページにも掲載しています。

<http://www.yokkaichi-port.or.jp/>
